

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

ページ

- 平成二十五年宮城県告示第八号（南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部改正（自然保護課） 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第一号漁業者）（農林水産経営支援課） 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内心特定養殖業者）（同） 三
- 保安林の指定の解除の予定（二件）（森林整備課） 三
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（同） 三
- 都市計画変更案の縦覧（都市計画課） 四
- 事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者（建築宅地課） 四
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（同） 四

### 告 示

○宮城県告示第百十六号  
平成二十五年宮城県告示第八号（南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第四号の次に次の二号を加える。

五 鹿立浜地区（石巻市狐崎浜の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項本文に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み

替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読み替え前	読み替え後
第十二条第四項第二号	二階建 十メートル	三階建 十三メートル
第十二条第四項第四号	千平方メートル	二百七十五平方メートル
第十二条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十二条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十二条第九項第三号	千平方メートル	二百七十五平方メートル
第十二条第九項第七号口	千平方メートル	二百七十五平方メートル

### 六 鮫浦地区（石巻市鮫浦の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項本文に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読み替え前	読み替え後
第十二条第四項第二号	二階建 十メートル	三階建 十三メートル
第十二条第四項第四号	千平方メートル	百九十平方メートル
第十二条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント

○宮城県告示第百十七号  
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル
第十一条第九項第七号口	千平方メートル
	二百パーセント
	百九十平方メートル
	百九十平方メートル

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市唐桑町中二百三十三番地二丁目二番地 佐々木正利	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	十一人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市唐桑町上小鯖五丁目五番地 三浦理市	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市三ノ浜五十五番地 小松靖	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市大浦百七十九番地 小野寺俊光	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市波路七番地 芳賀智明	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市波路上内沼十番地 尾形 広人	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市本吉町赤牛五十三番地 芳賀千鶴男	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	四人

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市本吉町赤牛五十三番地 芳賀千鶴男	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	四人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市波路上内沼十番地 尾形 広人	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市波路七番地 芳賀智明	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市大浦百七十九番地 小野寺俊光	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市三ノ浜五十五番地 小松靖	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市唐桑町上小鯖五丁目五番地 三浦理市	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	二人
気仙沼市唐桑漁業協同組合（支所）	総トン数二十未満の漁船により漁業を目的とする漁業	平成二十五年二月一日	気仙沼市唐桑町中二百三十三番地二丁目二番地 佐々木正利	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百九十条）	十一人



平成二十五年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

- 宮城郡利府町 利府字新中道、同字沖ノ在家、同字油田及び同字中道の全部並びに利府字新揺橋、同字新谷地脇、同字新油田、同字八幡崎前、同字柏関、同字砂押、同字旧屋敷、同字新大谷地、同字屋田前、同字揺橋、加瀬字新町頭、同字新南浦、同

字新河原、同字町頭、同字河原及び森郷字新川向の各一部

- 2 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域  
なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び利府町役場（企画課）

四 縦覧期間

平成二十五年二月十九日から平成二十五年三月五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百二十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十五年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

有限会社仙光不動産

二 代表者の氏名

及川 透

三 事務所の所在地

仙台市青葉区小松島一丁目二番八号

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十三年十月三十日 宮城県知事（十二）第九百六十二号

○宮城県告示第百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社国際確認検査センター

二 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都中央区八重洲二丁目四番一号

(二) 仙台市青葉区中央一丁目六番二十三号鹿島ビル

三 変更しようとする年月日

平成二十五年二月二十一日